

(R7)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 調査, 計画標準歩掛</p> <p>第 2 節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>	<p>第 1 章 調査, 計画標準歩掛</p> <p>第 2 節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(2) 間接調査費</p> <p>間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。</p> <p>（追加）</p> <p>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>	

第4節 道路施設点検業務

4-2 橋梁定期点検業務等積算基準

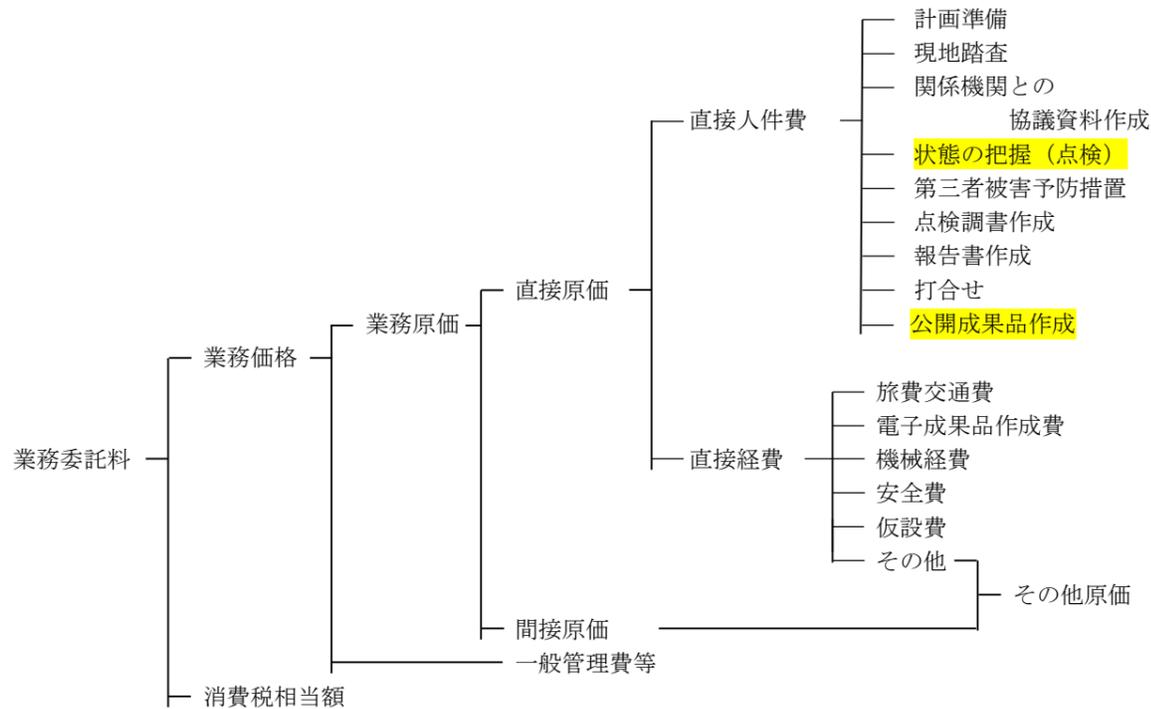
4-2-1 適用範囲

この積算基準は、「橋梁定期点検要領（令和6年3月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

4-2-2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- ① 旅費交通費
- ② 電子成果品作成費
- ③ 機械経費
- ④ 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

⑤ 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

第4節 道路施設点検業務

4-2 橋梁定期点検業務等積算基準

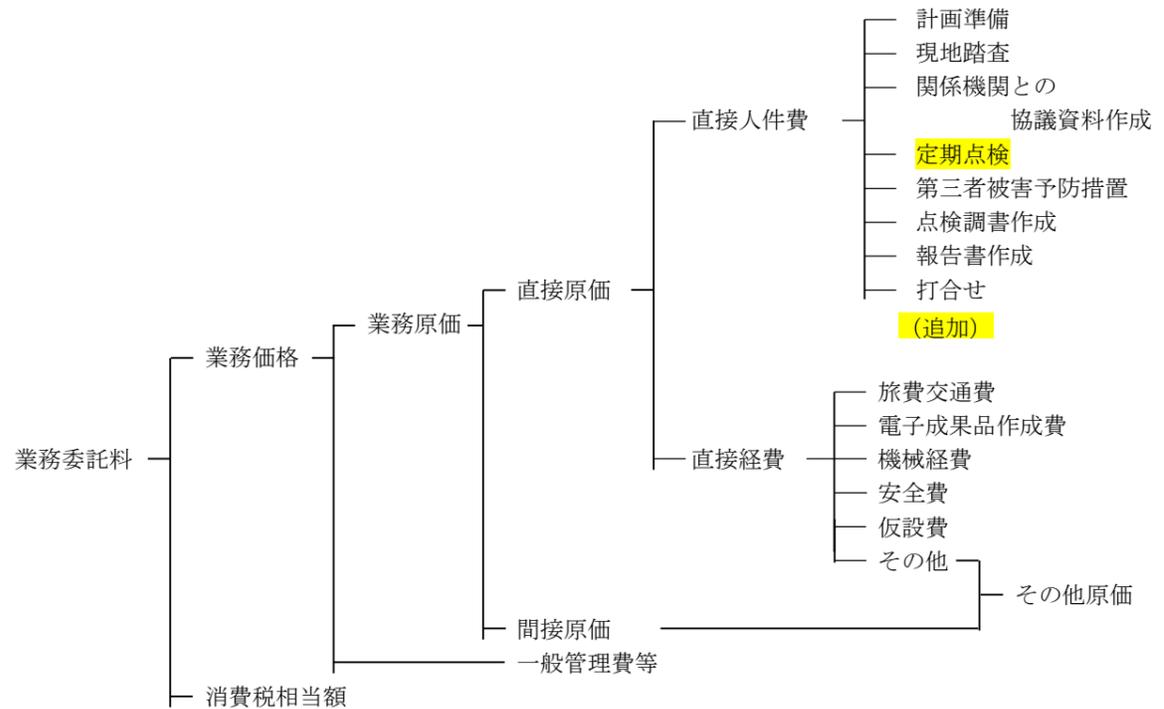
4-2-1 適用範囲

この積算基準は、「橋梁定期点検要領（平成31年3月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

4-2-2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

e 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

(2) 間接原価

間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-2-4 業務内容

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-1定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その1）～（その7））及びデータ記録様式（その3-1）～（その3-4））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-3損傷程度の評価要領による。

2) 第三者被害予防措置

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-1定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その3-1）～（その3-4））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III措置記録記入要領による。

(9) 公開成果品作成

設計成果品を公開用資料とする必要がある場合に、マスキング作業等により公開用成果品を作成する。

4-2-5 標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1業務当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
橋梁台帳等出力	100 橋未満				1.2	1.4
	100 橋以上				3.0	2.0

(注) 1. 台帳出力は必要に応じて計上すること。（貸与する場合は計上しない。）
2. 実橋梁数にて計上する。

2) 業務計画書作成

(1業務当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
業務計画書作成	100 橋未満	1.9	2.4	3.1	6.0	7.6
	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0

(注) 1. 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。
2. 実橋梁数を計上する。

ロ. 間接原価

間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ. 一般管理費等

一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-2-4 業務内容

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握（点検）

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その1）～（その5））及びデータ記録様式（その9）～（その13））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2損傷程度の評価要領による。

2) 第三者被害予防措置

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その9）～（その12））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III措置記録記入要領による。

(追加)

4-2-5 標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1業務当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
橋梁台帳等出力	100 橋未満				1.5	1.5
	100 橋以上				3.0	2.0

(注) 1. 台帳出力は必要に応じて計上すること。（貸与する場合は計上しない。）
2. 実橋梁数にて計上する。

2) 業務計画書作成

(1業務当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
業務計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5	(追加)	6.0	5.0
	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0

(注) 1. 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。
2. 実橋梁数を計上する。

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検)	外業	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
	内業					4.9	5.2	5.3
	計	0.5		1.4	1.3	7.7	8.0	6.6
現地踏査(第三者被害予防措置)	外業	0.3		1.3	0.7	1.7	1.7	0.8
	内業					2.6	2.8	2.8
	計	0.3		1.3	0.7	4.3	4.5	3.6

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む。

(3) 関係機関との協議資料作成 (10機関当たり)

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
関係機関との協議資料作成	外業	0.1		0.4	0.3	1.0	0.7	0.3
	内業					0.9	0.9	0.9
	計	0.1		0.4	0.3	1.9	1.6	1.2

- (注) 1. 外業は関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。
 2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費は、別途計上すること。
 3. 機関数は、協議資料作成を行う機関にて計上する。

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

区分	職種	直接人件費						
		(追加)	(追加)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検)	外業	(追加)		1.5	(追加)	1.5	2.0	(追加)
	内業					2.0	1.5	1.5
	計	(追加)		1.5	(追加)	3.5	3.5	1.5
現地踏査(第三者被害予防措置)	外業	(追加)		1.5	(追加)	1.5	1.0	(追加)
	内業					1.0	1.5	1.5
	計	(追加)		1.5	(追加)	2.5	2.5	1.5

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む。

(3) 関係機関との協議資料作成 (10機関当たり)

区分	職種	直接人件費						
		(追加)	(追加)	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
関係機関との協議資料作成	外業	(追加)		(追加)	(追加)	3.0	3.0	(追加)
	内業					4.0	2.5	1.5
	計	(追加)		(追加)	(追加)	7.0	5.5	1.5

- (注) 1. 外業は関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。
 2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費は、別途計上すること。
 3. 機関数は、協議資料作成を行う機関にて計上する。

(4) 状態の把握 (点検)

特定の溝橋等以外

(1日当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
定 期 点 検				1.4	1.3	1.2

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造等の点検歩掛である。
 2. 足元条件は表4.2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。
 6. 橋梁点検の内業(結果とりまとめ)は「(6)点検調書作成」で計上する。
 7. 仮設費(作業用足場等近接手段)は別途計上する。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。
 10. 特定の溝橋等については、「橋梁定期点検業務等積算基準(暫定版)(令和5年3月)国土交通省道路局国道・技術課」を参照すること。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。
 なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y b) \times K_1} + D_m$$

A₁: 定期点検面積 (m²)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

Y b: 1時間当りの基準作業量 (m²/h)

Y b = a × A₁^b (ただし、Y bはそれぞれ最大作業量までとする。)

なお、a=5.62, b=0.42, 最大作業量170m²/hとする。

K₁: 足元条件係数

表4.2 足元条件と係数

足元条件	係数 (K ₁)	足元条件	係数 (K ₁)
地上	1.0	点検車	1.2
リフト車	0.9	足場	1.0
梯子	0.9	船上	1.2

D_m: 橋梁間の移動時間

D_m=0.1(日/橋)

(4) 状態の把握 (点検)

特定の溝橋等以外

(1日当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
定 期 点 検				1.3	1.5	1.0

- (注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造(追加)の点検歩掛である。
 2. 足元条件は表4.2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。
 6. 橋梁点検の内業(結果とりまとめ)は「(6)点検調書作成」で計上する。
 7. 仮設費(作業用足場等近接手段)は別途計上する。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。
 10. 特定の溝橋等については、「橋梁定期点検業務等積算基準(暫定版)(令和5年3月)国土交通省道路局国道・技術課」を参照すること。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。
 なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y b) \times K_1} + D_m$$

A₁: 定期点検面積 (m²)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

Y b: 1時間当りの基準作業量 (m²/h)

Y b = a × A₁^b (ただし、Y bはそれぞれ最大作業量までとする。)

なお、a=5.62, b=0.42, 最大作業量170m²/hとする。

K₁: 足元条件係数

表4.2 足元条件と係数

足元条件	係数 (K ₁)	足元条件	係数 (K ₁)
地上	1.0	点検車	1.2
リフト車	0.9	足場	1.0
梯子	0.9	船上	1.2

D_m: 橋梁間の移動時間

D_m=0.1(日/橋)

(5) 第三者被害予防措置

1) 措置計画の作成及び非破壊検査

(1,000m²当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
措置計画作成 及び非破壊検査		0.4		1.4	0.7	0.8

- (注) 1. 非破壊検査において赤外線サーモグラフィ装置ほかを用いる場合は、別途計上すること。
2. 検査面積は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

2) 打音検査

(1日当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
打音検査				0.9	1.0	0.8

- (注) 1. 作業用足場等近接手段は別途計上する。
2. 足元条件は表4.3によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
3. 検査橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの検査日数を定めるものとする。
4. 歩掛には橋梁間の移動時間も含む。
5. 応急措置、防錆処理、現地での記録に係るその他の費用も含む。
6. 打音検査面積及び検査日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
7. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。
なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_2}{(8 \times Y_0) \times K_2} + D_m$$

A₂: 打音検査面積 (m²)

Y₀: 1時間当りの基準作業量 (m²/h)

$$Y_0 = 3.22 \times A_2^{0.57}$$

(ただし、Y₀は最大作業量260m²/hまでとする。)

K₂: 足元条件係数

表4.3 足元条件と係数

足元条件	係数 (K ₂)	足元条件	係数 (K ₂)
地上	1.1	点検車	1.0
リフト車	1.1	足場	1.1
梯子	0.7	船上	1.0

D_m: 橋梁間の移動時間

$$D_m = 0.1 \text{ (日/橋)}$$

(5) 第三者被害予防措置

1) 措置計画の作成及び非破壊検査

(1,000m²当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
措置計画作成 及び非破壊検査		(追加)		2.0	2.0	0.5

- (注) 1. 非破壊検査において赤外線サーモグラフィ装置ほかを用いる場合は、別途計上すること。
2. 検査面積は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

2) 打音検査

(1日当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
打音検査				1.0	1.5	1.0

- (注) 1. 作業用足場等近接手段は別途計上する。
2. 足元条件は表4.3によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
3. 検査橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの検査日数を定めるものとする。
4. 歩掛には橋梁間の移動時間も含む。
5. 応急措置、防錆処理、現地での記録(追加)も含む。
6. 打音検査面積及び検査日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
7. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。
なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_2}{(8 \times Y_0) \times K_2} + D_m$$

A₂: 打音検査面積 (m²)

Y₀: 1時間当りの基準作業量 (m²/h)

$$Y_0 = 3.22 \times A_2^{0.57}$$

(ただし、Y₀は最大作業量260m²/hまでとする。)

K₂: 足元条件係数

表4.3 足元条件と係数

足元条件	係数 (K ₂)	足元条件	係数 (K ₂)
地上	1.1	点検車	1.0
リフト車	1.1	足場	1.1
梯子	0.7	船上	1.0

D_m: 橋梁間の移動時間

$$D_m = 0.1 \text{ (日/橋)}$$

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握 (点検)

(1日当たり)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
定期点検の 点検調書作成				0.7	1.1	1.2

- (注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない定期点検記録様式(その1)～(その7)及びデータ記録様式(その3-1)～(その3-4)の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い(削除)定期点検記録様式(その8-1)～(その11)を作成する場合及び洗掘または塩化物イオン量の計測を行いデータ記録様式(その4-1)～(その5-2)を作成する場合については、別途計上する。
2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
3. 定期点検面積が300㎡を超える場合の下限値は1.6日とする。
4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A_1 : 定期点検面積(㎡/橋)

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員(地覆外縁間距離)}$

表4.4 定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備 考
定期点検の 点検調書作成	定期点検面積 $A_1 \leq 300 \text{ m}^2$	0.0037	0.47	
	定期点検面積 $A_1 > 300 \text{ m}^2$	0.0016	0.89	D=1.6日以上

2) 第三者被害予防措置

(1日当たり)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
第三者被害予防措置の 点検調書作成				0.6	0.6	0.5

- (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
3. 打音検査面積が10,000㎡/橋を超えるものについては別途計上する。
4. 本歩掛は、定期点検結果の記入要領(データ記録様式(その3-1)～(その3-4))の作成を対象としている。

第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

$$D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$$

A_2 : 打音検査面積(㎡/橋)

(6) 点検調書作成

1) 状態の把握 (点検)

(1日当たり)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
定期点検の 点検調書作成				0.5	1.0	1.2

- (注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない定期点検記録様式(その1)～(その5)及びデータ記録様式(その9)～(その13)の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、定期点検記録様式(その6)～(その8)の作成を行う場合(追加)については、別途計上する。
2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
3. 定期点検面積が300㎡を超える場合の下限値は1.6日とする。
4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A_1 : 定期点検面積(㎡/橋)

$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員(地覆外縁間距離)}$

表4.4 定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備 考
定期点検の 点検調書作成	定期点検面積 $A_1 \leq 300 \text{ m}^2$	0.0037	0.47	
	定期点検面積 $A_1 > 300 \text{ m}^2$	0.0016	0.89	D=1.6日以上

2) 第三者被害予防措置

(1日当たり)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
第三者被害予防措置の 点検調書作成				1.0	1.0	0.5

- (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
3. 打音検査面積が10,000㎡/橋を超えるものについては別途計上する。(追加)

第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

$$D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$$

A_2 : 打音検査面積(㎡/橋)

(7) 報告書作成

(1日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.3	1.1	1.3

(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N : 実橋梁数(橋)

(9) 公開成果品作成

公開成果品作成は「設計業務等標準積算基準書」による。

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間
機械損料又は賃料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)又は賃料
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料又は賃料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。

(7) 報告書作成

(1日当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5

(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N : 実橋梁数(橋)

(追加)

4-2-7 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間
機械損料(追加)		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)(追加)
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
2. 機械損料(追加)は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、**交通誘導警備員**を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) **交通誘導警備員**

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。

(1) **交通誘導警備員**等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:**橋長**)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4-2-8 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、**交通誘導員**を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) **交通誘導員**

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

(1) **交通誘導員**等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

地 域 場 所	地 域			
	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

- (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離:**追加**)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。
 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。
 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4-3 道路トンネル定期点検業務等積算基準

4-3-1 適用範囲

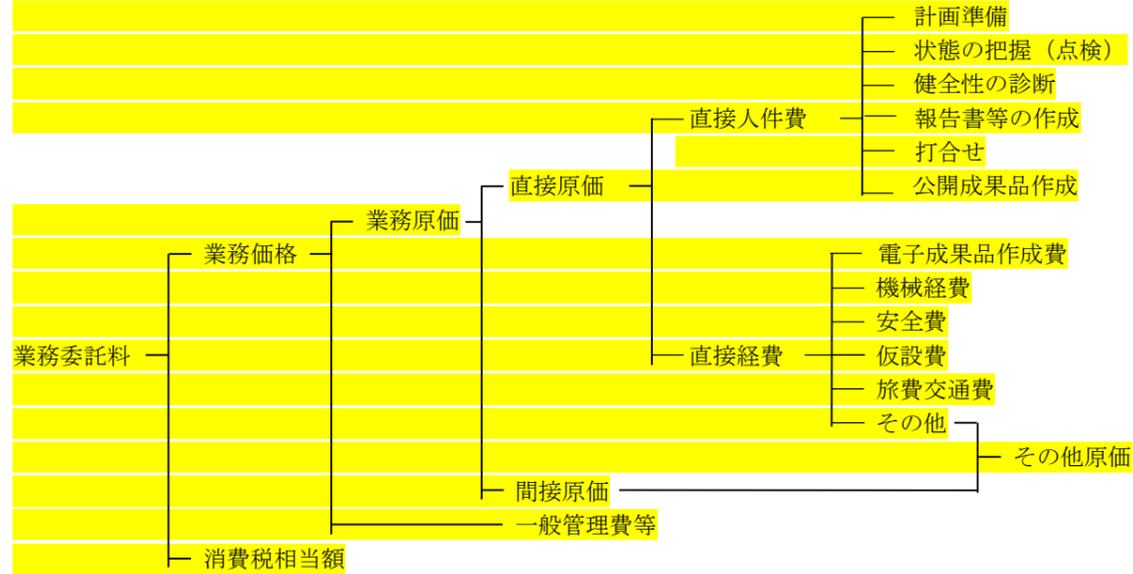
この積算基準は、「道路トンネル定期点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する道路トンネルの定期点検について、各道路管理者が業務委託を発注する場合の業務委託料の積算に運用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

(追加)

4-3-2 業務委託料

1. 業務委託料の構成



2. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

① 機械経費

機械経費は、トンネル点検車及び投光機材の機械運転経費について計上する。また、点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

② 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、トンネル点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導警備員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

(a) 交通誘導警備員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。

(b) 保安施設

「道路工事保安施設基準（案）」等を参考に、点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

③ 仮設費

仮設費は、トンネル点検においてはトンネル点検車や監査路を用いることを標準とするが、その他の仮設費が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

④ 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

3) 直接経費（積上計上するものを除く）
 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

(2) 間接原価
 間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等
 一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-3-3 業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」に準ずる。
 なお、機械経費については4-3-7により計上すること。

4-3-4 業務内容

- (1) 計画準備
 点検に必要な資料の収集・出力，業務計画書及び実施計画書作成，現地踏査，及び関係機関との協議資料作成等を行う。
- 1) 計画準備
 貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。
- 2) 資料収集整理
 業務計画書及び，詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。
- 3) 現地踏査
 定期点検に先立って現地踏査を行い，トンネルの変状等の発生状況を把握する他，トンネルの立地環境，交通状況，交通規制の要否，近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。
- 4) 関係機関協議
 定期点検において必要な関係機関との協議用資料，説明用資料の作成を行う。
- (2) 状態の把握（点検）
 「点検要領」に基づき，トンネル点検車等を用いて，トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診，応急措置等を含む）にて行う。
 なお，背面空洞調査を実施する場合は，別途計上すること。
- (3) 健全性の診断（道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性等の検討）
- 1) 状態の把握結果及びこれまでの定期点検の結果及び既往の資料等に基づき，部材の重要性や損傷の進行状況，現場条件などを総合的に評価し，道路トンネルの性能に関する技術的な評価を行う。
 トンネル本体工の変状を外力，材質劣化，漏水に区分して，材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に，外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して，道路トンネル毎の健全性の診断の区分の提案を行う。
- 2) 1)の結果を基に，その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて，効率的な維持や修繕の観点から，次回の点検・診断までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を発注者に提案するものとする。
- 3) 附属物等の取付状態に対する判定（以下，異常判定）は，定期点検を行う者が現地で判定区分を用いて行う。
- 4) 変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力，材質劣化，漏水に関する各変状及び附属物の取付状態も考慮し，対象トンネルの健全性の診断の区分を発注者に提案するものとする。

(注) 健全性の診断の区分については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分の提案を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。

(4) 報告書等の作成

1) 報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

2) 定期点検記録様式の作成

状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式を全国道路施設点検データベースよりダウンロードのうえ作成し記録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

なお、作成した定期点検記録様式については、発注者の指定する電信納品を行う他、全国道路施設点検データベースに登録すること。

ただし、全国道路施設点検データベース登録費用等については、協議等の上、別途費用を計上するものとする。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、トンネル点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

(6) 公開成果品作成

設計成果品を公開用資料とする必要がある場合に、マスキング作業等により公開用成果品を作成する。

4-3-5 標準歩掛

(1) 計画準備

(10トンネル当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
計画準備		3.9		9.5	8.4	5.9
資料収集整理				7.6	7.3	8.3
現地踏査				6.7	7.8	7.2
関係機関協議		2.1		4.3	3.5	3.5

(注) 1. 現地踏査や関係機関協議については外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」の中で計上すること。

(2) 状態の把握 (点検)

1) 状態の把握 (点検)

表 4.3 体制

(1日当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
状態の把握 (点検)			0.6	2.0	2.0	2.4

表 4.4 点検日数

(10,000m²当り)

項 目	日数	初 回	2 回目以降	
点検	0 ≤ C ≤ 0.1	日	3.1	2.4
ひび割れ	0.1 < C ≤ 0.2	日	4.1	3.2
	0.2 < C ≤ 0.3	日	5.3	4.2
密度	0.3 < C ≤ 0.4	日	6.7	5.5
	0.4 < C	日	8.7	7.3

(注) 1. 上表 4.3 は、点検作業 1 日当たりの標準的な班編成である。点検の種別及び、ひび割れ密度に応じて、表 4.4 の点検日数を乗ずる。

計上歩掛 (10,000m²当り) = 班編成 × 点検日数

2. うき・はく離箇所のハンマーによる撤去、取付金具類等のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を含む。

3. ひび割れ密度の計算方法は以下の例に従うものとする。

4. ひび割れ密度が不明の場合は、0 ≤ C ≤ 0.1 を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。

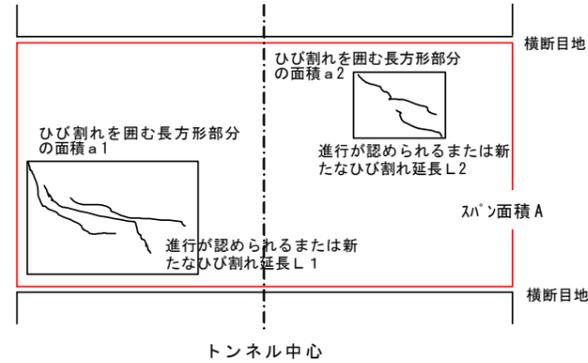
5. 附属物の取り付け金具や、アンカー等の点検を含む。

6. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

【ひび割れ密度計算例】

右図に示すように、進行性が認められるまたは新たなひび割れが2箇所あり、それぞれの延長がL1, L2, ひび割れを囲む長方形部分の面積がそれぞれa1, a2である時、ひび割れ密度はそれぞれC1=L1/a1, C2=L2/a2と定義される。
進行性が認められるまたは新たなひび割れがスパン全体に分布する場合は、その延長の合計をスパン面積Aで除した値をひび割れ密度として計算する。

展開図



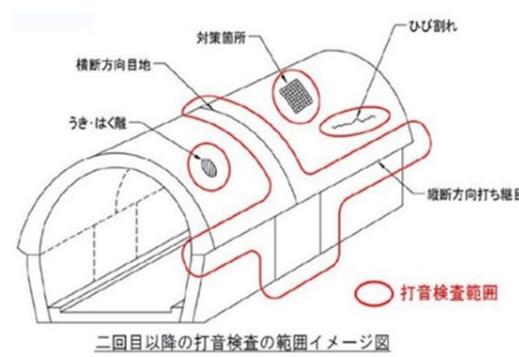
【初回・二回目以降降点検例】

初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打音することによりうきなどの有無について確認するのがよい。

二回目以降の点検については、覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とし、次に示すように、必要な範囲に対して打音によるうきなどの有無の確認をしていくことが考えられる。

- ・目地部及びその周辺
- ・水平打継ぎ目及びその周辺
- ・前回の定期点検で確認されている変状箇所（ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等）
- ・近接目視等により新たに変状が確認された箇所
- ・対策工が施工されている箇所及びその周辺

二回目以降の打音検査の範囲イメージ図



2) 点検作業内容項目別の構成比率 (参考)

下表 4.5 は点検作業一日あたりの項目別の構成比率を参考として示したものである。

これは、点検要領付録 1 の 2. (5)「点検箇所の一部等で近接目視によらないときの扱い」によるその他の方法を用いる際の参考とすることを想定している。

表 4.5 点検作業内容項目別の構成比率

点検作業内容	構成比率
近接目視点検	30%
打音検査 (たたき落とし含む)	35%
変状箇所スケッチ	20%
変状箇所写真撮影	15%
計	100%

(3) 健全性の診断 (道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性等の検討)

(10トンネル当たり)

区 分	職 種	直 接 人 件 費			
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C) 技術員
健全性の診断		7.3		20.2	17.4

(注) 1. トンネル本体工の変状等の状態判定を外力, 材質劣化, 漏水の変状に区分して行うものとする。

2. 材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に, 外力に起因する変状は覆工スパン毎に, 健全性の診断を行う。

3. 附属物の取り付け金具や, アンカー等の診断を含む。

(4) 報告書等の作成

(10トンネル当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報告書の作成		5.3		14.2	17.3	18.8

(10,000m2 当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
定期点検記録 様式の作成				2.5	5.4	10.4

- (注) 1. 報告書の電子データ(ワード, エクセル等)の納品を含む。
 2. 定期点検記録様式の作成にあたっては, 道路トンネル定期点検要領を参考に道路管理者が記録方法を検討する。

(5) 打合せ

中間打合せは1回を標準とし, 必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は, 1回当たり, 中間打合せ1回の人員を増減する。

(6) 公開成果品作成

公開成果品作成は「設計業務等標準積算基準」による。

4-3-6 電子成果品作成費

電子成果品作成費は「土木設計業務等積算基準」による。

4-3-7 機械経費

(1) トンネル点検車の経費等

トンネル点検車運転日数 (10,000m2 当り)

項 目	日数	初回	2回目以降	
点検 ひび割れ密度 (m/m ²)	0 ≤ C ≤ 0.1	日	3.1	2.4
	0.1 < C ≤ 0.2	日	4.1	3.2
	0.2 < C ≤ 0.3	日	5.3	4.2
	0.3 < C ≤ 0.4	日	6.7	5.5
	0.4 < C	日	8.7	7.3

トンネル点検車の規格と日当り稼働時間 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・ プラットフォーム型・作業床高 9.9m	時間	5.2	日当り稼働時間

- (注) 1. 点検車規格: [トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型] 作業床高 9.9mを標準としている。
 その他の機械を使用する場合は, 別途, 費用を計上するものとする。
 2. 運転手の職種については一般運転手を標準としているが, リフト車規格を変更する場合は, 「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は, 特殊運転手を計上する。
 3. トンネル点検車の運転日数は, 定期点検日数と同じ日数を計上する。

トンネル点検車の運転単価表 (1日当り)				
名称	規格	単位	数量	備考
一般運転手		人	1.0	
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォームフォーム型・作業床高 9.9m	日	1.0	
燃料費		L		日当り稼働時間×4.2L
諸雑費		式	1.0	まるめ

(注) 1. 高さ 10m 以上のトンネル点検車を使用する場合の規格は、別途、考慮すること。また点検運転手の職種について、点検車「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

(2) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用する投光機材の機械経費として、状態の把握（点検）の直接人件費の 3% を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投 光 機 材	直接人件費の 3%
---------	-----------

4-3-8 安全費の積算

(1) 交通誘導警備員

交通誘導警備員はトンネル点検のための規制期間日数に、下記の班編成の人員を乗じた額を計上する。

班編制 (1日当り)			
項目		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
トンネル延長	1km 未満	1.0	2.0
	1km 以上	1.0	3.0

(注) 1. 上表は片側交互通行により点検を実施した場合の基本的な班編制の例を示すものであり、トンネル条件、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

(2) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）等を参考に、立看板、保安灯、矢印板、バリケード等を、点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

第5節 水文観測業務

5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）

5-1-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-2 流量観測業務積算基準（案）

5-2-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-3 水位流量曲線作成業務積算基準（案）

5-3-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-4 水文資料整理業務積算基準（案）

5-4-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

第5節 水文観測業務

5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）

5-1-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-2 流量観測業務積算基準（案）

5-2-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-3 水位流量曲線作成業務積算基準（案）

5-3-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

5-4 水文資料整理業務積算基準（案）

5-4-3 価格構成費目の内容

(2) 間接調査費

間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（追加）である。

（追加）

なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。